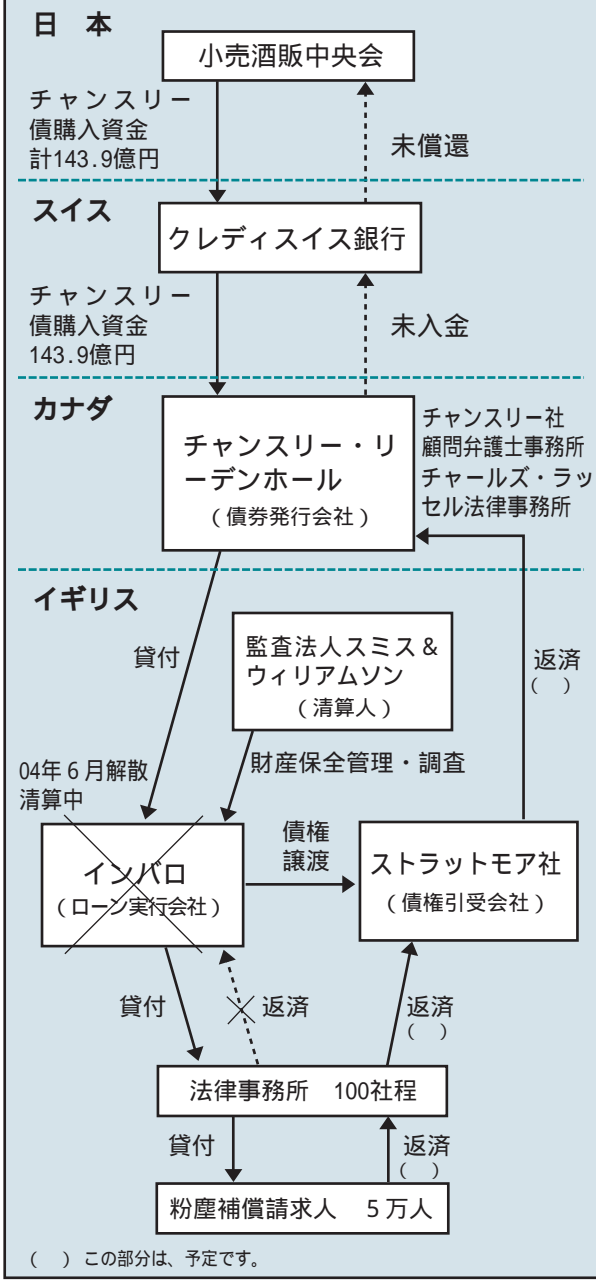


【年金関係の取引関係図】



弁護士への調査依頼内容

英国法人「ストラットモア社」への清算したインバロ社（ローン実行会社）からの貸出し資産（債権）の譲渡の確認と資金回収業務の実態調査
 に対するインバロ社の清算監査法人「スミス & ウィリアムソン」に対し、中央会資産が存在するか否かの確認
 チャールズ・ラッセル社（ファンド会社の顧問弁護士）の手紙に、 の内容について、資産譲渡の債務内容把握が6万件であると記載されているが、この債務が中央会自身の資産である旨の確認
 その他の関係資料（非公式文書等）に関する裏付け調査確認
 組合員への報告は、償還遅延の明確な理由と中央会の資産保全と確保がなされているかが最大関心事であり、その結果の報告と調査中であればそのような報告を願う。

ら堀弁護士に調査を依頼した。堀弁護士に調査依頼した内容は、から までである（下段囲み参照）。これに対して現在、絶対的だといふ報告は出ていない。年金委員会としては13億円は一日も早く全酒協に返したい。また、8月23日にお返しできない状況となれば、5月の総会には、場合によっては、お詫びのための体制を作らなければならぬ。あるいは皆さんにお返しする金額が少なくなる、という体制を整えないと、8月23日に組織的な対応ができないと考えている。ただ、確定しない中で、すぐに回収することは避けたい。遅くとも5月19日の総会までの対応だと思ふ。それ以前に我々組織としては、運用会社の清算業務関係者等をこちらに呼んで、調査委員会の方々に多くの方に立ち会って

問 本日の総会で借入総金額設定の件が承認されることになったときには、来年に繰り延べられた償還について不都合が生じた場合には、必ず13億円の借入部分については理事責任で弁済するという条件をつけていただきたい。
 答 借入限度額の30億円に対する数字的裏付けを説明する。当酒販会館においては、土地の面積が5000㎡ほどあり、土地路線価の金額としては、約21億ほどの換算価格となる。それに加

え、建物等の金額は、約16億円ほど。土地と建物を併せて36億5千万ほどになる。その他、現金預金だが、保有するものの金額としては、不動産の方では4億円ほど、年金での現金は3億円ほどとなっている。
 問 国税庁の是正命令では、改善した報告を5月25日までにせよとなっている。5月19日に通常総会があり、それまでにわかることもあろうから、この13億円の件は保留にすべきではないか。
 答 借入最高限度額を決めるという議案であって、これを認めても皆さんに責任が及ぶものではない。
 問 この13億円を借入れるという選択肢を選び、第1回目の加入者への返還ができたのがよかったのか間違いだったのかを焦点にしないといけない。よかったのだとすれば、

事後承認となるが、承認して、次は第2回目の返還に向けてどうするかを議論しないとイケないのでは。
 答 今後、この限度額を基にこれ以上借入れを重ねる、という考えは執行部にはない。13億円の借入は、第1回目の加入者への返還を行うために、緊急避難的に行われたもの。借入しなければお支払いすることができなかった。
 問 昨年6月30日から9ヶ月間、ずっと償還されず、一日伸ばしになっている。これを返すべくと信じていること自体異常だ。
 問 執行部が勝手に13億借りて、勝手にやったことの責任は取れ、ということも皆言っているのだ。
 問 役員の中で、「本当に大変なことをしてしまった」と思っている方がどのくらいいるのか。今日決めないで、5月19日まで延期する